

平成 14 年 10 月 24 日

千葉県立中央博物館データベース公開基準

千葉県立中央博物館長

資料収集・整理保存事業の成果としてのデータベースを公開することは、博物館事業に対する社会の理解を得るために欠かせない。また、生物多様性の問題が世界規模で話題となり、自然誌系博物館にとってデータベースの公開はさけて通れない事業の一つとなっている。しかし、無条件に公開することで、公開された種や化石・岩石・鉱物が乱獲・乱掘につながる他、様々なトラブルを引き起こす可能性がある。そこで下記の公開基準を設ける。

1. 動物・植物・菌類

公開項目の内、乱獲につながる産地情報は動物では国名、植物・菌類では県名までなので、原則として全ての資料を公開する。ただし、下記の法律に該当する種については非公開とする。公開するには担当者（複数）が協議して原案を作り管理責任者が公開／非公開を決定する。国および各都道府県が作成したレッドデータブック記載種の内、絶滅危惧種およびそれに準ずる種も同様の扱いとする。その他、担当者（複数）が協議の上、公表は不適切と判断した資料は非公開とする。

- ・ 文化財保護法，絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法），絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約），自然環境保全法，鳥獣保護法，自然公園法

2. 古生物・岩石・鉱物

化石・岩石・鉱物などの地学系資料では産地及び採集年月日が全て公開となる。このため公有地・私有地を問わず無許可で採掘される可能性がある。また、各自治体などが化石の採集を禁止している地域がある。そこで以下のような資料は原則として非公開とする。公開するには担当者（複数）が協議して原案を作り管理責任者が公開／非公開を決定する。

- ・ 産地の公表が、乱掘、違法な採集に結びつくおそれのあるもの。
- ・ その他、担当者（複数）が協議の上、公表は不適切と判断した資料。

3. 古文書・古典籍・美術工芸品・その他

下記の項目に該当する資料は原則として非公開とする。公開するには担当者（複数）が協議して原案を作り管理責任者が公開／非公開を決定する。

- ・ 著作権に抵触するもの。
- ・ プライバシーを侵害する恐れのあるもの。
- ・ 人権侵害の恐れのあるもの。
- ・ 資料担当者（複数）が協議の上、非公開と判断したもの。